令和８年（フ）第６５号
福岡県直方市大字上新入2569番地11
債務者　松永　昌代
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３３４号
宮崎市大工３丁目269番地　大工町ベルメゾン108号
債務者　田畑　和久
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９７号
福井県吉田郡永平寺町栗住波第25号７番地
債務者　喜多絵梨子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０６号
福井市大東３丁目２番20号
債務者　角谷　早苗
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０７号
福井市高柳町第６号２番地12
債務者　武田　侑樹
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福井市板垣１丁目406番地２
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９号
長野県諏訪市大字上諏訪9113番地１
債務者　今井　さくら
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５７号
長野県諏訪市大字中洲1600番地　コーポビッグスカイＢ315号
債務者　上原　康昌
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２２４号
徳島県徳島市春日三丁目５番14号
債務者　森　　重幸
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４２号
宮崎県日向市大字財光寺2937番地１　市営大原住宅４棟６号
債務者　古荘　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４９号
宮崎県延岡市南一ケ岡４丁目８番６－１号
債務者　重黒木　愛
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３１９号
沖縄県浦添市城間４丁目24番17―501号　メゾンアンリ
債務者　大城チエミ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１７８号
神奈川県横須賀市池田町１丁目１番６―403号
債務者　安原　みち
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第７３１号
北海道千歳市清水町５丁目７番地の３吉本ＢＬＤ108号、申立時の住所東京都東村山市恩多町２丁目20番地20グレースコート308
債務者　水口　健吾
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市田浦町３丁目５番地カミーリヤハイツ101
債務者　黒田　洋充
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市池田町５丁目12番23号　絆ハウス201
債務者　奥田　静香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第６５号
熊本県荒尾市宮内出目654番地１　シェール・ベルⅠ　201号
債務者　濵　　光枝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第６７号
熊本県荒尾市牛水425番地７　エーデルハイムⅠ　101号、前住所熊本県荒尾市東屋形３丁目10番地11
債務者　田中　　理
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部